



平成23年度

港湾空港関係発注者支援業務について

平成23年1月20日

沖縄総合事務局
開発建設部 港湾空港建設課

(注意)

- ・本資料に記載された内容は、平成23年1月時点のものであり、今後変更の可能性があるため、今後公告される個別業務の入札公告等の内容を十分ご確認下さい。

－ 目 次 －

1. 平成23年度発注者支援業務の方針	2
2. 発注者支援業務の概要	3
3. 競争参加資格要件の概要	5
4. 契約手続きスケジュール(案)	6
5. 発注者支援業務における競争参加資格要件	7
6. 発注者支援業務における総合評価方式	13
7. 業務実施に当たっての留意事項	16
8. 申請書提出時の留意事項	16

(参考)

・競争参加資格申請書の様式集及び添付資料	19
・発注者支援業務に関する共通仕様書及び積算基準(案)	25

1. 平成23年度発注者支援業務の方針

沖縄総合事務局開発建設部が発注する港湾空港関係注者支援業務等については、民間企業からの積極的な参加可能者数の拡大による競争性の確保・向上等を図りつつ、契約手続の適正化を推進しています。

注)発注者支援業務とは、発注補助業務、技術審査補助業務、品質監視補助業務、監督補助業務を指します。

◎一般競争入札(総合評価落札方式)の導入

応募要件を満たす全ての企業が、価格と品質(価格力)による競争に参加できるように、全ての支援業務において一般競争入札(総合評価落札方式)を導入する。(H22年度より実施済)

◎設計共同企業体(JV)の導入

品質確保の向上及び企業の積極的な参加による競争性の確保・向上を図るため、全ての支援業務において設計共同企業体による参加を導入する。(H22年度より実施済)

◎競争参加資格要件の見直し

所定の品質が確保できる範囲内において、企業の積極的な参加による競争性の確保・向上を図るために、競争参加資格の緩和を図ります。

2. 発注者支援業務の概要

(1) 発注者支援業務の主な業務概要

発注者支援業務の主な業務内容は以下の通りとしますが、具体的な内容については、各業務の特記仕様書等で確認して下さい。

区分	主な業務内容
発注補助業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 積算に必要な現地調査 2. 発注図書(仕様書、発注図面、数量計算書)の作成 3. 積算資料の作成 4. 積算システムへのデータ入力
監督補助業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 設計図書等に基づく請負者に対する指示、協議に必要な資料作成 2. 請負者から提出された資料(提出・承諾・協議等)と設計図書との整合 3. 現場不一致や設計図書の誤謬、脱漏、不明確な表示の確認 4. 工事の設計変更、若しくは発注者への報告事項に必要な簡単な調査、測量及び図書等の作成 5. 地元調整や関係機関との協議・調整に必要な簡単な調査、測量及び資料作成 6. 現場における安全管理等の状況確認
技術審査補助業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事発注資料(入札公告等)の作成 2. 競争参加者から提出された技術資料等の分析・整理 3. 競争参加資格要件に対する一覧表の確認・整理 4. 総合評価項目に関する一覧表の分析・整理
品質監視補助業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 請負工事の施工状況並びに使用材料について設計図書の照合 2. 不可視部分や重要構造物の品質・出来形の確認 3. 完成検査、既済部分検査及び指定部分検査の臨場 4. 施工プロセス試行工事における施工プロセス確認 5. 工事契約上重大な事案等が発見された場合の報告

2. 発注者支援業務の概要

(2)H23年度発注者支援業務の予定一覧表(港湾空港関係のみ)

発注機関(事務所名)	業務名	備考
開発建設部港湾空港建設課 (2件)	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾品質監視等補助業務 ・港湾空港技術審査補助業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・各業務の特性により、業務内容や発注時期が変更する場合があります。
那覇港湾・空港整備事務所 (8件)	<ul style="list-style-type: none"> ・那覇港発注補助業務 ・那覇港監督補助業務(その1) ・那覇港監督補助業務(その2) ・那覇空港品質監視等補助業務 ・那覇空港発注補助業務 ・那覇空港監督補助業務 ・中城湾港発注補助業務 ・中城湾港監督補助業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細は各業務の入札説明書や特記仕様書で確認して下さい。
平良港湾事務所 (2件)	<ul style="list-style-type: none"> ・平良港発注補助業務 ・平良港監督補助業務 	
石垣港湾事務所 (2件)	<ul style="list-style-type: none"> ・石垣港発注補助業務 ・石垣港監督補助業務 	

注)上記予定一覧表は、現時点での発注予定となっておりますので、詳細は入札公告で確認して下さい。

3. 競争参加資格要件の概要

(1) 入札参加者(企業)及び管理技術者に求める実績要件

① 入札参加者(企業)に関する要件

・原則として、「港湾(又は空港)工事に関する建設コンサルタント業務、又は測量・設計等」の受注実績で応募が可能とする。また、設計共同体での参加する場合は、それぞれの構成員が有すること。

② 予定管理技術者に関する要件

・発注業務に関連する発注者支援業務等、施工検討業務、施工検討を含む設計業務、工事実施に関する調査検討業務等の受注実績に加えて、港湾(又は空港)工事に監理技術者として従事した実績でも応募が可能とする。

- ・業務の管理技術者、又は担当技術者として従事した実績でも応募が可能とする。(照査技術者を除く)
- ・下請、出向又は派遣、再委託等により行った業務実績でも応募が可能とする。

(2) 技術者(管理技術者及び担当技術者)に求める資格要件

- ・一般的に認知されている資格(技術士・RCCM・土木施工管理技士等)にて応募が可能とする。

(3) 中立性要件

・発注者支援業務の受注者と業務の対象工事の請負者等との中立性・公平性を図るため、当該要件に対して中立性に関する要件を設定する。

(4) 管理技術者の直接雇用関係

- ・履行期間中における企業と管理技術者の直接雇用関係を求める要件を設定する。

4. 契約手続きスケジュール(案)

◎H23年1月中旬 発注予定情報公表(予定)

◎入札・開札までの具体的な日程

H23年1月下旬 入札手続開始の公告

H23年2月上旬 申請書、技術提案書の提出期限

H23年2月中旬 管理技術者ヒアリング

H23年3月上旬 競争参加資格の確認結果通知

H23年3月中旬 入札及び開札（落札予定者の決定）

H23年4月1日 契約（履行開始）

注)詳細な日程については入札公告等で確認すること。

5. 発注者支援業務における競争参加資格要件

(1) 入札参加者(企業)に要求される資格要件

1) 単体企業の参加資格要件

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ② **会社更生法又は民事再生法**に基づき再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- ③ 沖縄総合事務局における平成23・24年度土木関係コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の定期受付(申請)を行っていること※。
※ H23年4月1日時点に認定されていない場合は契約の相手方としない。(詳細は入札公告にて確認すること)
- ④ 沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等の指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 警察当局から、**暴力団員**が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずる者として、発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 入札に参加しようとする者の間に**資本関係や人的関係**、又は入札が阻害される基準に該当する関係がないこと。

2) 設計共同体(JV)の参加資格要件

上記1)単体企業の参加資格要件を満足する者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」に示すところにより、沖縄総合事務開発建設部長から設計共同体としての競争参加者の資格認定を当該業務の開札の日までに受けているものであること。

5. 発注者支援業務における競争参加資格要件

(2) 競争参加資格申請書の提出者に対する要件

1) 中立・公平性に関する要件

① 入札に当たっての参加資格要件

・本業務の履行期間中に工期がある当該業務対象工事(業務)に参加している者及びその受注者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加出来ない。

② 受注後の他業務への入札に関する事後制限(参加資格要件には該当しない)

・本業務を受注した場合、本業務の受注者及びその受注者と資本面・人事面で関係のある者、担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、本業務の対象工事及び業務への入札参加及び下請けとしての参加は認めない。

2) 業務実施体制に関する要件

① 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

② 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

③ 設計共同体(JV)の場合は業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

④ 業務内容(量)に対して、担当技術者数が明らかに不足していないこと。

5. 発注者支援業務における競争参加資格要件

※設計共同体(JV)における業務分担について

平成23年度発注者支援業における設計共同企業体(業務実施体制に関する要件)として認める業務区分は、以下に示すとおりである。業務分担に当たっては留意願います。

設計共同企業体として認める業務の区分

区分	認める業務区分	備 考
事業による区分	・港湾/海岸/空港 等	
区域による区分	・出張所、分室単位 ・港湾単位 ・空港単位 ・港区、地区単位	
施設による区分	・○○岸壁/ △△防波堤 等	
工事による区分		

5. 発注者支援業務における競争参加資格要件

3)企業の業務実績に関する要件

- ・競争参加資格申請書を提出する者(企業)は、**平成13年度**以降(H22年度完了予定業務も含む)に完了した**公共機関等が発注した業務**について、1件以上の実績を有すること。ただし、業務成績点が60点未満は実績として認めない。

区分	競争参加資格要件	実績の対象となる発注機関
発注補助業務 技術審査補助業務 監督等補助業務 品質監視補助業務	<p>・港湾(又は空港)の工事における建設コンサルタント業務、又は測量・調査業務を実施した実績※</p> <p>※発注者支援業務(発注補助、監督補助、検査補助、exc等)も含まれます。</p>	・国の機関、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、大規模な土木工事を行う公益民間企業

注)各業務の特性により今後見直しを行う場合もありますので詳細は入札公告等で確認すること

5. 発注者支援業務における競争参加資格要件

(3)配置予定技術者(管理技術者・担当技術者)に対する要件

1) 予定管理技術者の資格に関する要件

予定管理技術者の資格要件については、原則として以下の通りですが、業務内容の特性により今後見直しを行う場合がありますので、詳細は入札公告等にて確認して下さい。

区分	資格要件
発注補助業務	1. 技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)
技術審査補助業務	2. 一級土木施工管理技士
監督等補助業務	3. 土木学会特別上級技術者、上級技術者又は一級技術者
品質監視補助業務	4. 公共工事品質確保技術者(I)又は(II) 5. 発注者支援技術者 ^{注)} I種又はII種 6. RCCM(港湾及び空港部門)又は同等の能力有する者 7. APECエンジニア(業務に関する該当部門) 8. その他発注者が同等能力を有すると認定した者

注)発注者支援技術者とは、公共工事の品質確保に関する地方協議会等が認定した技術者をいう。

2) 恒常的雇用関係

予定管理技術者は、本業務の履行期間中に本業務の受注者と**直接的雇用関係**がなければならない。

5. 発注者支援業務における競争参加資格要件

3) 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

- ・下記に示される「同種又類似業務」について、平成13年度以降に完了した公共機関等が発注した港湾(又は空港)に関する業務実績(H22年度完了予定業務を含む。)を有すること。
- ・同種又は類似業務の実績は、管理技術者だけではなく担当技術者として従事したものも認める(照査技術者は除く)。発注者として同種又は類似業務に従事した経験のほか、下請、出向又は派遣、再委託により行った業務実績についても認める。

区分 業務実績	発注者支援業務 [凡例 ●: 同種 ○: 類似]				実績の対象となる発注機関
	技術審査補助	発注補助	品質監視補助	監督補助	
技術審査の補助業務	●		○	○	国の機関、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、大規模な土木工事
発注の補助業務		●	○	○	
検査の補助業務			●	●	
監督の補助業務			●	●	
施工方法の検討に関する業務	○	○	○	○	
施工方法の評価に関する業務	○	○			
施工検討を含む設計業務			○	○	
監理技術者として従事した工事			○	○	

注)各業務の特性により今後見直しを行う場合もありますので詳細は入札公告等で確認すること

5. 発注者支援業務における競争参加資格要件

4) 担当技術者の資格に関する要件

担当技術者の資格要件については、原則として以下の通りですが、業務内容の特性により今後見直しを行う場合があります。なお、詳細は入札公告等にて確認して下さい。

区分	資格要件
発注補助業務	(港湾土木の事例※)
技術審査補助業務	1. 技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)、技術士補(建設部門)
監督等補助業務	2. 一級又は二級土木施工管理技士
品質監視補助業務	3. 土木学会特別上級技術者、上級技術者、一級又は二級技術者 4. 公共工事品質確保技術者(I)又は(II) 5. 発注者支援技術者 ^{注)} 6. RCCM(港湾及び空港部門)又は同等の能力を有する者 7. APECエンジニア(業務に関する該当部門) 8. その他発注者が同等能力を有すると認定した者

※上記の資格は、業務内容が港湾土木工事に関する資格です。詳細は入札公告等で確認して下さい。

注)発注者支援技術者とは、公共工事の品質確保に関する地方協議会等が認定した技術者を示す。

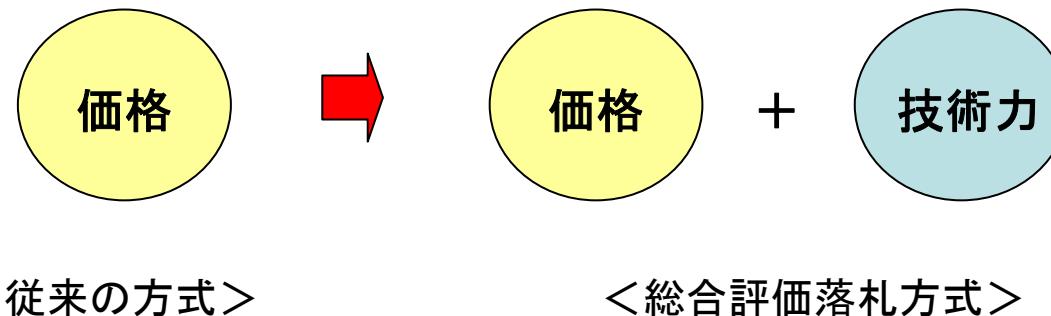
(補足)

- ・担当技術者と管理技術者の兼任は原則として認めない。

6. 発注者支援業務における総合評価方式

(1) 総合評価方式とは？

「総合評価落札方式」とは、応札価格と価格以外の要素(技術力)を数値化した「評価値」の最も高いものを落札者とすることにより、「価格」と「技術力」が総合的に優れた施工者を選定する方式のことである。



(2) 落札者の決定方法(評価値の算定方法)

総合評価落札方式による落札者の決定は、入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、価格評価点と技術評価点の合計値(評価値)が最も高いものを落札者とする。

- ・評価値 = 価格評価点 + 技術評価点
- ・価格評価点 = (価格評価点の配分点) × (1 - 入札価格 / 予定価格)
- ・技術評価点 = (技術評価点の満点) × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)

6. 発注者支援業務における総合評価方式

(3) 総合評価方式における評価項目

発注者支援業務のさらなる品質確保の向上を図るため、新たに予定担当技術者の専門技術力(業務経験)を評価項目に追加する。

なお、同種又は類似業務の実績のある予定担当技術者を記載した場合、総合評価において優位に評価します。但し、契約時点で記載した内容を満足しない場合は業務成績点の減点措置を行う。

1) 予定管理技術者の経験及び能力

- ①予定管理技術者の資格
- ②予定管理技術者の専門技術力(業務経験)
- ③予定管理技術者の情報収集力(地域精通度)

2) 予定担当技術者の経験及び能力

- ①予定担当技術者の専門技術力(業務経験) → ※H23年度より総合評価項目として追加。

3) 実施方針

4) 特定テーマに対する技術提案

(4) 新たな品質確保対策(第三者照査)

低入札価格調査を経て契約した業務等については業務の品質確保を図ることを目的とし、仕様書において定める照査に加えて、契約相手方の負担により第三者照査を実施することを義務づけする。

品質確保対策(第三者照査)について(試行)

(概要)

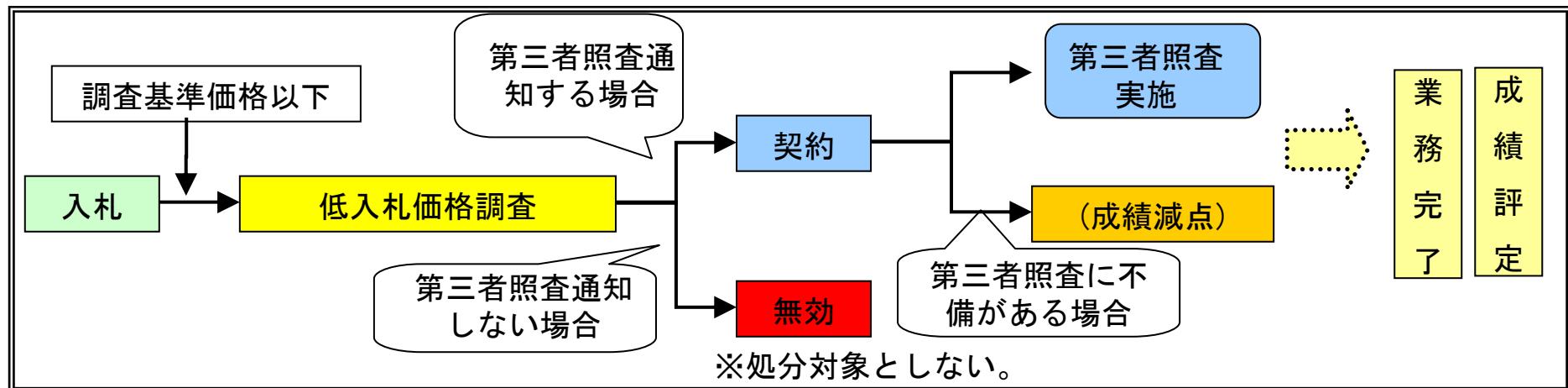
低入札価格調査を経て契約した業務等について、業務の品質確保を図ることを目的とし、仕様書において定める照査に加えて、**契約相手方の負担により第三者照査を実施することを義務づけ**を試行する。

(試行対象業務)

(1) 予定価格が1,000万円を超える業務

・低入札価格調査に係る資料の提出期限までに第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知する。**通知の無い場合は**、「競争契約入札心得について」(H19年11月29日付け府開管理第1028号)第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、**入札無効**とする。

・発注者に通知がある場合、業務完了報告書提出までに第三者照査が適切に履行されない時は、その状況に応じて業務成績評定点を**最大15点減点**する。



(2) 予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務

・業務完了報告書提出までに第三者照査が適切に履行されない時には、その状況に応じて業務成績評定点を**最大15点減点**する。

7. 業務実施に当たっての留意事項

○業務の遂行に必要な物品・消耗品は、受注者の責任において準備すること。

執務室(デスク、保管庫等を含む)、業務用車輛、業務に必要な市販図書、作業服、安全靴、ヘルメット、電子機器(パソコン、コピー機等)、セキュリティー対策……等

○なお、特記仕様書において当局の備品・物品(交通船舶等)を使用して良い旨の記載を行う場合があります。具体的な内容については、各業務の入札説明書や特記仕様書にて確認してください。

8. 申請書提出時の留意事項

○システムにより競争参加申請書を提出する場合において、異なった提出先(件名が異なる提出先)の場合は、書類不備として扱うので留意すること。(競争参加資格を認めない)

(例)消波ブロック製作工事と被覆ブロック製作工事を同時に提出しているが、提出先が異なっていた。
(消波ブロック製作工事の申請資料を被覆ブロック製作工事へ提出、被覆ブロック製作工事の申請資料を消波ブロック製作工事へ提出していた)

(参考)競争参加資格確認申請書の様式集

○競争参加資格申請確認書(技術資料)の様式一覧表

番号	名称	備考
様式－1	競争参加資格確認申請書	
様式－2	企業の業務実績	
様式－3	配置予定管理技術者等の経歴等	保有資格、近隣地域の経験
様式－4	配置予定管理技術者の同種又は類似の実績	
様式－5	業務実施体制	
様式－6	配置予定担当技術者の実務経験	
様式－7	業務の実施方針	
様式－8	評価テーマに対する技術提案	複数の場合は、それぞれ記載する。
様式－9	中立性に関する要件	

※提出資料(添付資料を含む)・TECRIS/CORINS登録で確認できない場合は、欠格又は無評価(0点評価)とするので十分に注意すること。

※入札説明書、様式中の記載内容を十分に確認し、添付漏れや記載漏れに十分に注意すること。

※不明な部分が生じたら、発注機関に文書にて問い合わせすること。

(参考)競争参加資格確認申請書の様式集

内閣府
沖縄総合事務局

<p>別紙－1</p> <p style="text-align: right;">(様式－1)</p> <p style="text-align: center;">競争参加資格確認申請書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>支出負担行為担当官 沖縄総合事務局 開発建設部長 浦辺 信一 殿</p> <p>提出者) 住所 電話番号 FAX 会社名 ○○建設コンサルタント(株) 代表者 役職名 氏名 印</p> <p>作成者) 担当部署 氏名 FAX</p> <p>業務の名称 ○○業務</p> <p>平成〇年〇月〇日付けで手続き開始の公告がありました ○〇〇〇〇〇業務に 係る一般競争入札の参加を希望します。</p> <p>なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第98条において準 用する予決令、第70条の規定に該当する者ではないこと並びに本申請書の内容 については事実と相違ないことを誓約します。</p>	<p>別紙－1</p> <p style="text-align: right;">(様式－2)</p> <p>・平成13年度以降に完了した企業の業務実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">対象業務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>業務名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>TECRISの登録番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>履行期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発注機関名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所 TEL</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技術的特徴</td> <td></td> </tr> </table> <p>※対象業務には、入札説明書の4.(2)3)「業務実績に関する要件」に関する業務とする。 ※設計共同体により申請する場合は、各企業毎に作成する。 ※業務の概要及び業務の技術的特徴については、過去に受注した業務実績が分かるよう に具体的に記述すること。 ※過去に受注した業務実績の判定が、提出資料及びTECRISの記載内容で判断出来ない場 合は欠格と判断があるので、補足資料として業務内容が判定できる資料（特 記仕様書、図面等）を添付してもよいものとする。 ※TECRIS未登録のものは契約書の写し（鏡のみでよい）を添付すること。</p>	対象業務		業務名		TECRISの登録番号		契約金額		履行期間		発注機関名		住所 TEL		技術的特徴	
対象業務																	
業務名																	
TECRISの登録番号																	
契約金額																	
履行期間																	
発注機関名																	
住所 TEL																	
技術的特徴																	

(参考)競争参加資格確認申請書の様式集

別紙－1

(様式－3)

・予定管理技術者の経歴等

ふりがな ①氏名	②生年月日	才	
③所属・役職			
④保有資格			
・技術士（部門： 分野： ）・登録番号： ・取得年月日： ・土木学会特別上級・上級又は一級技術者 ・登録番号： ・取得年月日： ・RCCM（部門： ）・登録番号： ・取得年月日： ・RCCMと同等の能力を有する者（部門： ）・登録番号： ・合格年月日： ・1級土木施工管理技士 ・登録番号： ・取得年月日： ・発注者支援技術者 ・登録番号： ・取得年月日： ・公共工事品質確保技術者 ・登録番号： ・取得年月日： ・APECエンジニア（業務に該当する部門） ・登録番号： ・取得年月日： ・その他：			
⑤当該地域で従事した同種又は類似業務の経験（平成13年度以降）			
業務分類	業務名	発注機関	履行期間
	TECRIS登録番号		
実務経験 (従事機関名)	役職	従事期間	

※記載した保有資格の部門、分野がTECRIS未登録のものは、記載内容が判断できる登録証及び登録等証明書の写しを添付すること。

※保有資格

保有資格の判定は、TECRIS及び提出添付資料の記載内容で判断出来ない場合は下位又は欠格と判断することがあるので注意すること。

※業務実績は代表的なものを1件記載する。（地域精通度を評価する）

※業務実績の判定が、提出資料及びTECRISの記載内容で判断出来ない場合は下位と判断することがあるので、補足資料として同種及び類似の判定できる資料（特記仕様書、図面等）を添付してもよいものとする。

※TECRIS未登録のものは契約書の写し（鏡のみでよい）及び技術者通知書（管理、主任、担当等）の写しを添付すること。

別紙－1

(様式－4)

・予定管理技術者の同種又は類似業務の実績（平成13年度以降）

業務分類	同種業務	類似業務
※いずれかを○で囲むこと		
業務名		
TECRISの登録番号		
契約金額		
履行期間		
発注機関名 住所 TEL		
業務の概要		○○技術者として従事
業務の技術的特徴		
当該技術者の業務担当の内容		

※業務分類は、入札説明書の4.(2).4(2)に示す「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」において定義した「同種業務」・「類似業務」の何れかを記載する。

※○○には、「管理」「担当」の何れかを記載

※業務の概要及び業務の技術的特徴については、同種又は類似業務が分かるように具体的に記述すること。

※同種又は類似業務の判定が、提出資料及びTECRISの記載内容で判断出来ない場合は下位又は欠格と判断があるので、補足資料として同種及び類似の判定できる資料（特記仕様書、図面等）を添付してもよいものとする

※TECRIS未登録のものは契約書の写し（鏡のみでよい）及び技術者通知書（管理、主任、担当等）の写しを添付すること。

※下請け、出向等の業務実績を記載する場合、同種又は類似の判定ができる資料及び元請との関係が判明できる資料を添付すること。

※直接雇用関係が証明できる資料を添付すること。

(参考)競争参加資格確認申請書の様式集

別紙－1 (様式－5)

・業務実施体制

分担業務の内容	人 数	備 考

注 1 : 業務の分担について記載するものとする。（業務の分担を行わない場合には記載する必要はない。）

注 2 : 業務の分担については、工事種別（港湾土木、（○○地区、△△地区）、施工形態（海上、陸上）、仕様書に定める業務区分、その他業務区分が明確となる業務形態とすること。

注 3 : 設計共同体により業務を実施する場合は、備考欄に設計共同体の構成員である旨を記述するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記述すること。

注 4 : 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

・配置予定技術者の業務実施体制

	予定技術者名	所属・役職	担当する分担業務の内容
管理技術者			
担当技術者	配置予定人数	人	

別紙－1 (様式－6)

・平成13年度以降に完了した予定担当技術者の実務経験（同種、類似、その他）

番号	担当技術者	業務実績	備考
1	担当者 A		
2	担当者 B		
3	担当者 C		
4	担当者 D		
5	担当者 E		
6			
7			

注 1 : 上記表にて不足する場合は適宜追加すること。

※業務分類は、入札説明書の4. (2). 4②に示す「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」において定義した「同種業務」・「類似業務」のいずれかを記載する。また、該当しない場合は「その他（実績無し）」と記載する。

※様式－5に記載した全人数分の配置予定担当技術者の業務経験を記載すること。なお、配置予定担当者が未定の場合は、「その他（実績なし）」と記載すること。

※配置担当技術者の氏名を記載する必要はない。

※業務分類は配置予定管理技術者と同じです。

※「同種業務」「類似業務」のいずれかを記載。また、該当しない場合は「その他（実績無し）」と記載する。

※業務経験は、様式－5に記載した全人数分を記載する。

※担当技術者が未定のため、業務実績が確定していない場合は、「その他（実績なし）」と記載する。

※担当技術者の氏名を記載する必要はない。(A,B,C…と記載)

(参考)競争参加資格確認申請書の様式集

内閣府
沖縄総合事務局

別紙－1
・業務の実施方針

(様式－7)

業務の実施方針

別紙－1
・評価テーマに対する技術提案

(様式－8)

評価テーマ：

入札公告等で確認すること

※業務実施体制図は別途添付すること。

※複数の評価テーマの場合は、それぞれの評価テーマ毎に記載すること。

(参考)競争参加資格確認申請書の様式集

別紙－1

(様式－9)

・中立性に関する要件

1. 中立・公平性に関する要件

1) 本業務の履行期間中に工期がある当該業務対象の工事及び業務への参加の有無

参加している 参加していない

2) 上記1)の当該業務対象の工事及び業務に参加している者と資本面・人事面での関係の有無

関係がある 関係がない

入札公告等で確認すること

2. 受注後の他業務への入札に関する事後制限（誓約書）

本業務を受注した場合、本業務の受注者及び受注者と資本面・人事面で関係のある者、担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、本業務の対象工事及び業務への入札参加及び下請けとしての参加しない。

誓約する 誓約しない

※いずれかに○印を記載すること。

※提出資料(添付資料を含む)・TECRIS/CORINS登録で確認できない場合は、欠格又は無評価(0点評価)とするので十分に注意すること。

1. 企業の業務実績及び配置予定技術者の資格業務経験が証明できる資料の写し

1) 企業の業務実績及び配置予定技術者の業務経験が確認できる資料として、(財)日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)又は工事実績情報サービス(CORINS)」に登録され、業務内容が確認できる場合は、その**出力データを証明資料として添付すること**。(業務内容が確認できない場合は2)による)

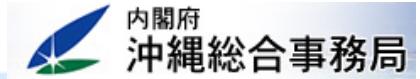
2) 測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)又は工事実績情報サービス(CORINS)」に未登録の場合は以下の通り。

- ①過去に受注した業務実績として記載した**業務が確認できる資料**(契約書、特記仕様書、業務経歴書等)の写しを添付すること。
- ②配置予定管理技術者の同種又は類似の業務経験として記載した**業務が確認できる資料**(契約書、特記仕様書、経歴書、管理技術者届、業務計画書等)の写しを添付すること。なお、下請、出向又は派遣、再委託により行った業務実績の場合は、その旨が証明できる資料の写しを添付すること。また、発注者の立場として業務に従事した場合は、その業務に従事したことが類推できる経歴書等を添付すること。

2. 配置予定管理技術者の**有する資格が証明できる書類を添付すること**

3. 平成23・24年度土木関係建設コンサルタント業務に関する一般競争(指名競争)参加資格の**定期受付(申請)の写しを添付すること。(受付がなされたもの)**

添付資料(健康保険証等)の留意事項

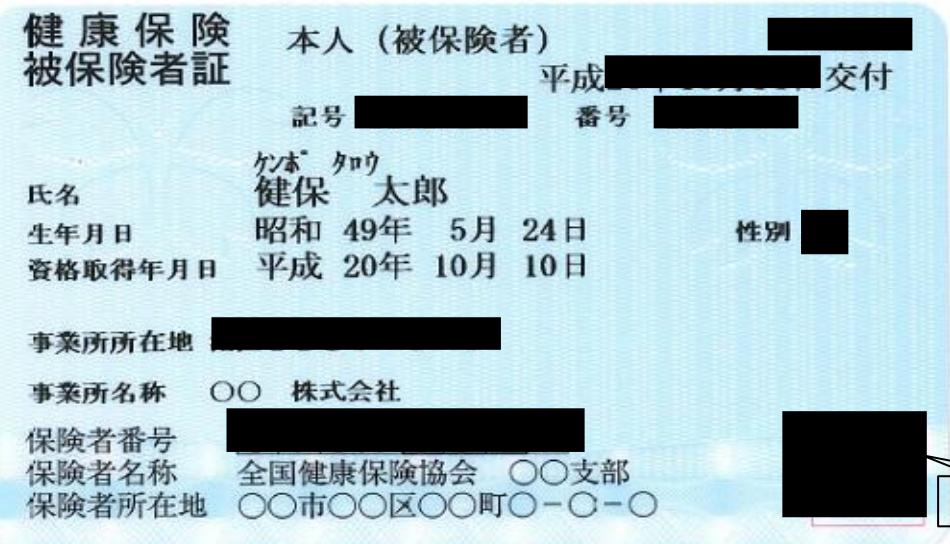


配置予定管理技術者の雇用関係を確認する資料の提出について

資料提出時に「直接的な雇用関係があることが確認できる資料」の添付をお願いしていますが、健康保険証等は、社会信用度の高い身分証明書となっており、個人情報の保護や不正行為(医療機関への不正受給、金融機関からの不正借り入れ等)を未然に防止する等の観点から、以下のとおり取り扱いをお願い致します

- 1) 健康保険証の写しを添付する場合は、**最低限必要な部分のみを明示**するように、不必要的部分は、**必ず黒塗り(塗り潰し)**を行い、提出して下さい。
- 2) なお、その他公的機関が発行した書類で継続雇用が確認できる書類を添付する場合も、同様に必要な部分以外は、**黒塗り(塗り潰し)**を行い、提出して下さい。

(健康保険証の写しを提出する場合の黒塗り例)



(必要な部分)

1. 氏 名
2. 生年月日
3. 資格取得年月日
4. 所属事業所名

(参考)共通仕様書及び積算基準(案)

～国土交通省(本省)港湾関連事業の公共調達制度に係るホームページ～

港湾関連事業の実施に係る透明性の確保を、更に迅速且つ強化する観点から、各種基準類、マニュアル類の改訂や運用のための通達等について、国土交通省港湾局ホームページにて公表しています。

http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk5_000007.html

◎積算基準等に係る情報

- 1.契約変更事務ガイドライン(案)
- 2.見積参考資料の開示に係る当面の運用について
- 3.港湾等発注者支援業務積算基準(案)について**
- 4.工事請負標準契約書第25条第5項の運用について
- 5.維持管理計画書策定費及び現地調査費積算基準(暫定案)について
- 6.環境物品等の調達の推進に関する基本方針の一部変更について
- 7.「港湾請負工事積算基準」及び「船舶および機械器具等の損料算定基準」の主要改訂内容(概要)について
- 8.「港湾請負工事積算基準」の平成22年度標準賃金について

(平成22年12月末現在)

注)H23年度発注者支援業務に関する資料は近日中に公表される予定です。

◎施工基準等に係る情報

- 1.港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書の一部変更について
- 2.発注者支援業務共通仕様書(平成22年1月)**
- 3.請負業務成績評定要領(一部改訂)について
- 4.請負業務成績評定基準の一部改訂について
- 5.港湾工事共通仕様書の一部変更について
- 6.請負工事成績評定要領の制定について
- 7.請負工事成績評定基準の制定
8. 施工プロセスを通じた検査及び出来高部分払い等の試行について(一部変更)
9. 施工プロセスを通じた検査方式試行実施要領の一部変更について
10. 出来高部分払方式試行実施要領の一部変更について
11. 総価契約単価合意方式試行実施要領の一部変更について

◎入札・契約制度等

- 1.入札保証金の取扱いに関する試行について
- 2.競争入札における入札保証に関する取扱いについて
- 3.入札保証金の取扱いに関する試行に係る手続の運用について

(参考)共通仕様書及び積算基準(案)

港湾等発注者支援業務共通仕様書の改訂について(H23年1月改訂)

港湾等発注者支援業務共通仕様書 平成23年1月改訂

第1編 総 則

第1章 共通編

1－1－1 適用範囲

- 1) 港湾等発注者支援業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、港湾及び海岸工事に係る発注者支援業務（以下「業務」という。）に関する契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためにものである。
- 2) この共通仕様書の適用は、契約書に添付されている特記仕様書の定めによるものとし、特記仕様書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。
- 3) 本業務の書類の様式等については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省港湾局）に準ずるものとする。

1－1－2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 1) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- 2) 「契約書」とは、港湾設計・測量・調査等業務請負契約書をいう。
- 3) 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書、入札説明書及びこれらに対する質問回答書をいう。
- 4) 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称している。
- 5) 「共通仕様書」とは、契約図書の内容について統一的な解釈及び運用を図すべく、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成した図書をいう。
- 6) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- 7) 「現場説明書」とは、業務の入札等に参加する者に対する、発注者が当該業務の契約条件等を説明するための書類であり、契約書に添付された書面をいう。
- 8) 「入札説明書」とは、発注者が入札公告時に入札参加資格、技術提案の内容、入札手続き等を説明するために公表した書面をいう。
- 9) 「質問回答書」とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に対する質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
- 10) 「図面」とは、契約図書に添付された図面をいう。なお、設計図書に基づき調査職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、調査職員が承諾した図面を含むものとする。
- 11) 「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。
- 12) 「受注者」とは、業務の実施に関し、発注者と業務契約を締結した個人若しくは会社、その他の法人又は、法令の規定により認められたその一般繼承人をいう。
- 13) 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき発注者が定め受注者に通知した者であり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称している。
- 14) 「総括調査員」とは、業務の総括業務を担当し、主に管理技術者に対する指示、承諾及び協議のうち重要なものの処理及び重要な業務内容の変更、一時中止の必要があると認める場合における発注者への通知等を行い、主任調査員、調査員の指揮監督を行う者をいう。

***詳細は国土交通省港湾局HPで確認して下さい。**

- 15) 「主任調査員」とは、業務を担当し、主に管理技術者に対する指示、承諾及び協議の処理（重要なものの及び軽易なものは除く。）、業務内容の変更（重要なもの及び軽易なものは除く。）、一時中止の必要があると認める場合における総括調査員への通知を行い、調査員の指揮監督を行う者をいう。
- 16) 「調査員」とは、業務を担当し、主に管理技術者に対する指示、承諾及び協議のうち軽易なものの処理及び軽易な業務内容の変更、一時中止の必要があると認める場合における主任調査員への通知を行う者をいう。
- 17) 「検査職員」とは、契約書第31条第2項の規定に基づき業務の完了検査及び指定部分検査の都度、発注者が選任した者をいう。
- 18) 「管理技術者」とは、共通仕様書及び特記仕様書に定めた資格を有する者で契約の履行に關し、技術上の管理をつかさどる者で、契約書第10条第1項の規定に基づき受注者が定め、発注者に通知した者をいう。
- 19) 「担当技術者」とは、共通仕様書及び特記仕様書に定めた資格を有する者で管理技術者のもので業務を担当する者であって受注者が定め、発注者に通知した者（管理技術者を除く。）をいう。
- 20) 「管理技術者等」とは、受注者が定め発注者に通知した者であり、管理技術者及び担当技術者を総称している。
- 21) 「指示」とは、契約図書の定めに基づき調査職員が管理技術者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 22) 「通知」とは、発注者又は調査職員と受注者又は管理技術者の間で、業務の遂行に關する事項について書面によりお互いに知らせることをいう。
- 23) 「契約書」とは、受注者又は管理技術者等が発注者又は調査職員に対し、業務の遂行に係わる書面をもって示し、実施させることをいう。
- 24) 「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは調査職員と受注者又は管理技術者が書面により同意することをいう。
- 25) 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- 26) 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- 27) 「協議」とは、書面により契約図書の定めに基づき、発注者又は調査職員と受注者又は管理技術者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- 28) 「提出」とは、受注者若しくは管理技術者が発注者若しくは調査職員に対し、又は発注者若しくは調査職員が受注者若しくは管理技術者に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 29) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。別に様式の定めのある場合は、これによるものとする。緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- 30) 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- 31) 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行るべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 32) 「工事入札参加者」とは、地方整備局が発注する工事において、入札に参加を希望し、業務における分析・整理の対象となる競争参加資格確認申請書等を提出した企業をいう。
- 33) 「競争参加資格確認申請書等」とは、技術審査業務において、工事入札参加者から提出された企業の施工実績、配置予定技術者の資格・経験、並びに総合評価落札方式に関する技術的所見及び技術提案書等をいう。

(参考)共通仕様書及び積算基準(案)

H23年度発注者支援業務積算基準(案)の改訂について

- ・従来の積算手法から、企業会計の考え方につき「新たな積算手法」へ移行するとともに、積算歩掛等の見直しを実施している。

港湾等発注者支援業務積算基準（案）

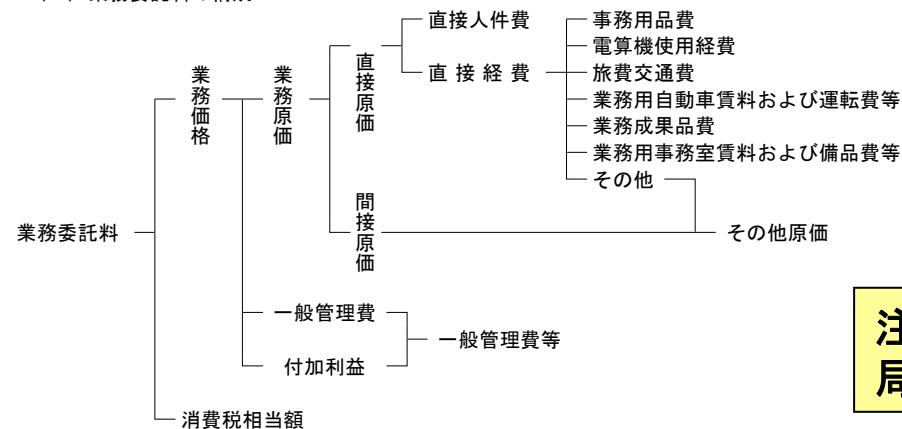
第1章 総則

1-1 適用範囲

この積算基準は、国土交通省（港湾空港関係に限る）が発注する港湾および海岸工事に係る発注者支援業務を発注する場合に適用する。発注者支援業務とは、発注補助業務、技術審査補助業務、品質監視補助業務、施工状況確認補助業務および監督補助業務をいう。

1-2 業務委託料

（1）業務委託料の構成



注) 詳細は国土交通省港湾局HPで確認して下さい。

○業務委託料の積算方法

$$\begin{aligned} \text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= [(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] + (\text{一般管理費等}) \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

※平成23年度設計業務委託等技術者単価については、国土交通省HPにて公表されています。
<http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekkei/tanka.html>